

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外（2015年改訂版）

日常生活や旅行中に使用する消費材等の中に、航空輸送上は危険物に相当するものが含まれていることは一般に知られていません。どのようなものが禁止されているか、あるいは数量を制限されているのかを判断することは、乗員や乗客にとっては難しいことです。

添付のリーフレットは、PIC が実際の制限を確認するための手段として、2015年版 IATA 危険物規則書（DGR : Dangerous Goods Regulations）の記述を基本にして作成されています。

会社や国の基準でさらに詳細な制限のある場合は、当該会社 OM を参照する必要があります。

近年、バッテリーに代表されるように、諸外国においても様々な規定類の変更・更新が行われています。社内規定など、常に最新の規定・制限を確認する事を推奨します。

表の構成 [以下のことがチェックできます]

1. 持込手荷物とすることが出来るのか
2. 受託手荷物とすることが出来るのか
3. 身につけて搭乗出来るのか
4. 航空会社の許可を必要とするか
5. 搭載位置を機長に通知することが要求されるか（NOTOC や S/L 通知書が必要か）
6. 必要な量の制限や取り扱い上の注意はどのようなものか

注) 乗員乗客が保安検査場を通過する際、保安基準上、危険物基準を超える制限を空港当局からさらに受けることがあります。

今年度の改訂点

リチウム電池を組み込んだ医療用機器を含む携帯電子機器および予備電池に適用する規定は、その要件を3つのパートで説明する為に再構築された。

- 規定サイズを超える予備リチウム電池は、運航者の承認がある場合のみ許可され、機内持ち込み手荷物の中に入れてなければならない。
- 規定サイズを超える電池を含むリチウム電池作動の電子機器は、運航者の承認がある場合のみ許可される。
- 携帯電子機器（PED : Portable Electronic Devices）および規定サイズ以下の電池の場合、その機器の予備電池は運航者の承認なしに許可される。携帯電子機器（PED）は、受託手荷物または機内持ち込み手荷物の中に入れることができる。全ての予備電池は、機内持ち込み手荷物の中に入れてなければならない。

以上

危険物輸送の例外（2015年改訂版）は、ALPA Japan ホームページからもダウンロードが可能です。（組織 → 専門委員会 → DG委員会） どうぞご利用ください。

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 56th Edition 2015

禁止品目	<人を無力化する装置>
	Mace（催涙ガス）あるいはPepper Spray（噴霧式一時抑制剤）等、刺激性または人を無力化する物質を含む物
	<電氣的衝撃等をあたえる武器>
	スタンガン（ティザー）のような電氣的衝撃を与える物で爆発物、高圧ガスやリチウムバッテリーを含む物
	<防犯用アタッシュケース、キャッシュボックス、キャッシュバッグ>
	リチウム電池、ガスや火薬等の危険物（規定量以上）が組み込まれた物 （一部例外有）
<液体酸素装置>	
液体酸素を利用する個人の医療用酸素装置は、身につけても受託でも持ち込み荷物でも、持ち込み禁止	

持ち込み手荷物として認められるか						制限／人
受託手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
搭載位置を機長に通知する事が要求されるか（NOTOC、S/L通知書が要求されるか）						
×	○	×	○	×	<弾薬>（個人用として使用される小火器の弾薬） 厳重に箱詰めされた物（爆発性、焼夷性弾薬を除く） UN0012(1.4S) 小火器用薬包（スポーツ用装弾等口径19.1mm以下散弾銃用は口径制限無） UN0014(1.4S) 小火器用空包（鳥獣駆逐、訓練、礼砲、調査、産業やスタートピストル用）	総重量 2Kg以下 1人1人個別に包装すること 各個人の許容量を合計して 纏めて包装してはならない
×	○	×	○	×	<引火性液体燃料がはいっていたキャンプ用ストーブと燃料コンテナ>	残燃料が完全に排出されている事
○	○	○	×	×	<医療用/診断用 小型体温計> 個人用で小型の物、保護ケースに収納すること	1個、保護ケースに収納する事
×	×	○	×	×	<放射性同位元素使用の心臓ペースメーカー、その他の装置（リチウム電池により作動するものを含む）、放射性調剤>	
○	○	×	○	×	<化学物質検査器> 公務出張する化学兵器禁止機構（OPCW）のスタッフにより持ち運ばれるもの	
×	○	×	×	×	<内燃機関、または燃料電池エンジン> エンジンは特別規定に従う	

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 56th Edition 2015

持ち込み手荷物として認められるか					制限／人	
受託手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
				搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)		
					バッテリーを装備した車いす / 移動補助機器 意図しない作動を防止する方法で輸送され、貨物等の移動により損傷しないこと 全てのバッテリーは短絡が生じないように保護され、しっかりと固定され、電気回路が抑止されなければならない リチウム電池が2個装備の場合、それぞれ160Wh以下	
×	○	×	○	×	<防漏型バッテリー装備> 当該蓄電池を取り外せる場合 (折り畳み式など) ⇒ 機器は非危険物、蓄電池は貨物室に搭載し、 PICに場所通知	
×	○	×	○	○	<非防漏型バッテリー装備> 常時直立の状態 で 搭載、固定、取り卸しが可能な場合 常時直立の状態 で 搭載、固定、取り卸しが不可能な場合 バッテリーを取り外し強固な容器に収納する、適切なラベル貼付など	
×	○	×	○	○	<リチウムバッテリー装備> 電池は国連で証明された型式のものであること	
○	×	×	○	○	<リチウムイオンバッテリー装備で、取り外せる場合 (折り畳み式のもの) > 機器は非危険物 電池は300Wh以下であること 最大で300Wh以下の予備電池1個または160Wh以下の予備電池2個まで輸送可	
○	○	○	○	×	<救命胴衣に装備した小型の非引火性ガスシリンダー> 1人一装備 二酸化炭素または、非引火性ガスシリンダー (50ml以下のもの)	シリンダー 2個/装備 予備カートリッジ 2個
○	○	○	○	×	<救命胴衣以外の装置に装備した小型の非引火性ガスシリンダー> (50ml以下)	小型シリンダー 4個
○	○	○	○	○	<医療用ガス状の酸素または空気シリンダー> 会社規定を確認 不慮のガス排出防止措置がとられていること	総重量 5Kg以下/個 液化酸素システムは輸送禁止
○	○	○	×	×	<省エネ型ランプ (LED電球) > 個人用、家庭使用の物	販売用包装であること

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 56th Edition 2015

持ち込み手荷物として認められるか						制限／人
受託手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)						
○	○	×	○	×	<ドライアイス> 生鮮食料品等の冷却用 注) JAL: 受託手荷物は、NOTOC必要	正味 2.5 kg以下 持込・受託手荷物合計総量
×	○	×	×	×	<非引火性ガス、非毒性ガスを含むスプレー缶> 受託手荷物のみ スポーツ用品または、日用品 副次危険性 (毒性、腐食性、酸化性等) のない物	Total 正味 2 Kg/ 2 L以下 各々、正味 0.5 Kg/ 0.5 L以下
○	○	○	×	×	<非放射性の医療品または化粧品 (スプレー缶を含む)> ヘアスプレー、香水、オーデコロン等の化粧品、アルコール類を含有する医療品等	スプレー缶の噴射弁は キャップで保護されている事
○	○	○	×	×	<アルコール飲料> アルコール分24%を超え70%以下 (アルコール分24%以下の場合は制限を受けない)	Total 正味 5 L以下 5 L以下の小売容器に収納
×	×	○	×	×	<安全マッチの小箱、煙草用ライター> 個人使用目的、身につけて携行 吸収剤のあるオイルライター (Zippo)、吸収剤のない液化ガスライター (百円ライター) シガーライター、ブルーフレームライター、万能マッチは禁止	それぞれ 1 個/少量 予備燃料は全て禁止 点火に2回操作が必要
○	○	×	×	×	<炭化水素ガスを含むヘアカーラー> 機内では使用禁止 、発熱部は防護されている事	1 個、予備は受託も持込も不可
○	○	×	○	×	<発熱物品> 水中トーチランプ・半田ごて等、電池で作動し、火災の原因となる極度の発熱する	発熱部分・バッテリーは分離 バッテリーは短絡防止装置
×	○	×	×	×	<透過装置> 空気汚染モニター装置のメモリ検査に使用される機器	
○	×	○	○	×	<予備のリチウム電池 (中型)> 携帯医療用電子機器：イオン100Wh超160Wh以下、メタル：金属含有量2g超8g以下 携帯電子機器 (カメラ、PCなど)：イオン100Wh超160Wh以下、メタル：不可	予備バッテリー 2 個

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 56th Edition 2015

持ち込み手荷物として認められるか					制限／人
受託手荷物として認められるか					
身につけて搭乗できるか					
航空会社の許可を必要とするか					
搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)					
○	○	○	○	×	<p><リチウム電池で作動する電子機器 (中型) > 100Whを超え160Wh以下のリチウムイオン電池</p> <p>医療用携帯電子機器に限っては、リチウム含有量が2gを超え8g以下のリチウム金属電池もOK</p>
○	○	○	×	×	<p><防漏型の蓄電池が組み込まれた携帯電子機器 ></p> <p>個々の電池電圧12V以下、100Wh以下であること、機器は偶発的な作動から保護されており、予備電池は短絡しないよう保護</p> <p style="text-align: right;">予備カートリッジ 2個</p>
○	○	○	×	×	<p><燃料電池および予備燃料カートリッジ > リチウムイオン・金属以外の主なもの</p> <p>液体：200mL以下、固体：200g以下、水素吸蔵合金内の水素：120ml以下の水溶性 液化ガス：120ml以下 (非金属製) / 200ml以下 (金属製)</p> <p style="text-align: right;">予備バッテリー 2個</p> <p style="text-align: right;">機内での充電禁止 燃料を含んだ電池は持ち込みのみ可</p>
○	○	○	×	×	<p><リチウム金属/イオン単電池、組電池を内蔵した携帯電子機器 (医療用機器含む) (小型) ></p> <p>個人使用を目的とした、腕時計、カメラ、ノートPC、ビデオカメラなどの携帯電子機器</p> <p>金属電池は金属含有量2g以下、イオン電池は100Wh以下、受託手荷物の場合、不慮の作動を防止する措置を取らなくてはならない。</p>
○	×	○	×	×	<p><リチウム金属/イオン単電池、組電池を含む全ての予備電池 (小型) ></p> <p>電池は短絡を防ぐために個別に保護されていない 電池は国連規格に合致する事</p>

その他の品目	冷凍用液化窒素を含む断熱容器(Dry Shipper)	非危険物を輸送する場合	受託・持ち込み手荷物可
	雪崩遭難救助用バックパック	200mg以下の1.4Sの火薬類を含む物 1個	受託・持ち込み手荷物可
	機械義肢用シリンダー(身につける物)	小型の非引火性ガスシリンダー、予備シリンダー (必要数)	受託・持ち込み手荷物可
会社規定確認	水銀気圧計、水銀温度計	気象庁または類似の機関が業務用として輸送する物	NOTOC必要 持ち込み手荷物可
	非伝染性の標本	少量の引火性液体と共に包装されたもの	受託・持ち込み手荷物可